

令和6年壱岐市議会定例会8月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（8月8日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	2
出席議員及び説明のために出席した者	2
再 開（開議）	3
会議録署名議員の指名	3
審議期間の決定	3
諸般の報告	4
発言の申出（市長の挨拶、報告）	4
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第40号 壱岐市告知放送個別受信機購入契約の締結について	5
議案第41号 初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（2工区）請負契約の締結 について	1 3
議員派遣の件	1 7
散 会	1 7
資料	
議員派遣について	1 9

令和6年壱岐市議会定例会8月会議を、次のとおり開催します。

令和6年8月1日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

- 1 期 日 令和6年8月8日(木)
- 2 場 所 壱岐市議会議場(壱岐西部開発総合センター2F)

令和6年壱岐市議会定例会8月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	8月8日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○議案の上程、説明 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告

令和6年壱岐市議会定例会8月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第40号	壱岐市告知放送個別受信機購入契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (8/8)
議案第41号	初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事(2工区)請負契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (8/8)

令和6年 壱岐市議会定例会 8月 会議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年8月8日 午後1時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	11番 音嶋 正吾 12番 豊坂 敏文
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	議案第40号 壱岐市告知放送個別受信機購入契約の締結について	総務部部長 説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第5	議案第41号 初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事(2工区)請負契約の締結について	農林水産部部長 説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第6	議員派遣の件	原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
総務課課長	横山 将司君	財政課課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午後 1 時 30 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。

初めに、このたびの 7 月 25 日からの記録的な大雨により、山形・秋田両県で災害により被災された皆様には、衷心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は 16 名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和 6 年壱岐市議会定例会 8 月会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

8 月会議の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、11 番、音嶋正吾議員、12 番、豊坂敏文議員を指名いたします。

日程第 2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第 2、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。8 月会議の審議期間につきましては、本日 1 日としたいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、篠原市長から発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和6年壱岐市議会8月会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、去る8月5日に長崎県消防学校で開催された第38回長崎県消防ポンプ操法大会において、ポンプ車操法の部で芦辺地区第1分団が優勝、小型ポンプ操法の部で郷ノ浦地区第5分団が準優勝という素晴らしい成績を収められました。

このたびの御活躍は、壱岐市にとりましてもこの上ない荣誉と誇りであり、市民皆様にも勇気と希望を与え、大きな励みになったことと思っております。長期間の厳しい訓練を重ねてこられた選手皆様はもちろん、選手を支えてこられた団員の皆様、職場や地域の皆様、そして御家族皆様に改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

ポンプ車の部で優勝された芦辺地区第1分団におかれましては、来る10月12日に宮城県で開催される全国消防操法大会に出場されることとなります。全国大会へ向けてさらに精進され、先輩諸氏が残された歴史と伝統に新しい時代を築いていただくことを心から期待しております。

さて、ここ最近の子どもたちのスポーツ等での活躍は目覚ましいものがありますが、7月22日に長崎県立総合運動公園陸上競技場で開催された長崎県中学校総合体育大会陸上競技において、1年男子の100メートルの部で郷ノ浦中の中山涼雅さんが準優勝に輝き、去る8月6日に開催された九州中学校体育大会に出場し、見事第4位の成績を収められました。

また、7月21日に行われた県中学校総合体育大会相撲競技個人戦で、郷ノ浦中3年の吉田晃士朗さんが第3位に輝き、沖縄県で開催される九州大会及び富山県で開催される全国大会への出場権を獲得されました。九州大会及び全国大会においても、素晴らしい成績を残されることを期待しております。

さらに、7月25日に県立総合体育館で開催された第46回交通安全子ども自転車長崎県大会において、壱岐地区代表として出場された初山小学校の皆さんが見事団体優勝、また、個人の部

において山口熙一さんが優勝、土谷大翔さんが準優勝の荣誉に輝かれました。このたびのすばらしい成績は、選手皆様の日頃の努力はもちろんのこと、監督、コーチ、そして様々な面で選手をサポートしてこられました御家族皆様の御支援の賜物であり、ここに改めて敬意を表する次第でございます。

壱岐の子どもたちの活躍を大変うれしく思いますとともに、自分の持てる力を存分に発揮し、さらに上の舞台において飛躍されることを願うものでございます。

さて、本年も非常に暑い日が続いており、環境省と気象庁は、熱中症の危険性が極めて高くなることが予測される場合に、熱中症警戒アラートを共同で発表しております。

長崎県内では、7月16日から24日連続で発表されており、この熱中症警戒アラートが発表されている日は、外出を控える、エアコンなどを使用する、屋外で作業をする際は単独では行わず、小まめに休憩と水分を取るなどの熱中症予防に努めていただき、自らの体調管理に十分御留意いただきますようお願いいたします。

本日提出しております案件は、契約の締結に係る案件2件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

日程第4. 議案第40号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第4、議案第40号壱岐市告知放送個別受信機の購入契約締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 各議案につきましては、担当部長より御説明させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第40号壱岐市告知放送個別受信機購入契約の締結について御説明を申し上げます。

壱岐市告知放送個別受信機購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的。壱岐市告知放送個別受信機購入。
- 2、契約の方法。制限付一般競争入札。

3、契約金額。4,180万円。

4、契約の相手方。壱岐市芦辺町諸吉二亦触椎ノ木川1853の1、株式会社九電工、壱岐営業所所長徳永智宏。

入札の結果につきましては、次のページに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。
4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 告知放送個別受信機購入契約の締結についてという議案の提案がありました。今の提案でもそうなんですが、もう少しどういう事業なのかという点を説明していただきたいなというふうに思うんです。今から聞く点をあらかじめ何らかの資料で示していただいて、それに聞くというようなことにならないでしょうかという点です。

まず質問の第1点目は、新規導入のこの機種はどのような機能を持つものかと。旧機能と変わってどのような機能を持つものを設置したいというふうに考えているのかと。この2,000台という新規設置について、この2,000台はどのような形で設置しようとして計画がなされているのか。

そして、今のことと重なるかもしれませんが、新機種と旧機種の入替え計画と、今後、告知放送受信機の体制はどのように考えているのか。そのあたり、この新規2,000台の購入に当たってどういう方向性を持っているのかをお聞きしたいというのが質問です。

すいませんが、通告をしておりますが、それに加えて、この入札、制限付一般競争入札であります。入札に当たって、壱岐市庁内で予算要求を行う上で見積りを取ったはずですよ。この見積りは、総務課のほうで取られたんでしょうけども、壱岐市内の何者から予算要求の見積りを取った上での予算提案された形で今日出てきているのか、何者に出されたのか教えていただきたいということと。

あと、それに加えて、この受信機については、九電工が落札をしておりますが、造るのは九電工ではありませんよね。そういう意味でいうと、受信機をメーカーから買って設置するわけですから、メーカーに一般競争入札で購入の入札をして、その後制限付一般競争入札なりして設置するとか、そういう2段階の計画にはならなかったのかという点をお聞かせ願いたいということ。

それから5番目に、旧機種のこれまでの保守管理の在り方についてどのように考えているのか、そして今後保守管理についてもどういう方向でいくかという点での、機器の保守管理についての

市の考え方を教えていただきたい。

4番、5番目、ちょっと追加で申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをしたいと思いますのですが、まず説明の内容が不足しているのじゃなかろうかということでございましたけれども、今回上程しておりますのは、契約の締結についてでございます、6月会議の折に予算として計上いたしております、その中で、主要事業等で内容についてはお示しをさせていただいたところでございます。

今回、通告をいただきました点と追加の分について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目と申しますか、まず初めに、今回の告知放送システム更新に係ります背景と概要について御説明を申し上げたいというふうに思います。

現在使用しております告知放送システムについては、現メーカーが令和7年度末をもって事業を撤退するという事となり、今後、機器の修繕など保守業務が対応できないことから、市民皆様へ必要な情報が届かないような状況を避けるため、今回、国の社会資本整備総合交付金を活用し、新たな告知放送システムセンター制御装置を整備することといたしました。

今回整備するセンター制御装置は、現在、各家庭に設置しております個別受信機、今後旧受信機と言いますが、と互換性があるものを採用することとしております。

仮に旧受信機に新しいセンターの制御装置との互換性がなくなると、新たな個別受信機の交換が完了するまで告知放送を聞くことができなくなり、市民生活に多大な影響を与えることとなります。

そのため、そのような問題を解決できる方法がないか検討をしていたところ、今回整備するセンター制御装置は旧受信機との互換性があり、市民生活へ影響なく切替えが可能ということから、今回のシステムを採用いたしましたところでございます。

その中で、山口議員の1つ目の御質問であります個別受信機の新規導入機の性能はどのようなものかと、これまでの旧機との違いはということでございますが、新しい個別受信機は旧受信機の性能と同等のものとなり、これまでと同様、告知放送とラジオを聞くことができますものとなります。

先ほど申し上げましたように、今回の更新は、市民皆様へ必要な情報が届かないという状況を避けるため、旧受信機と互換性のあるセンター制御装置としたものであり、互換性があり、かつ今回購入予定の受信機より多機能の個別受信機というものは現時点でございません。更新による影響なく告知放送を継続して行えることが重要であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2つ目の御質問、今後の新しい個別受信機の設置はどのようになるのかという御質問にお答えをいたします。

新しい個別受信機の設置につきましては、個別放送システムセンター制御装置の更新工事が令和7年3月完了予定のため、来年4月以降、順次取り替えていく予定といたしております。

取替えにつきましては、故障により急に使えなくなったものに加え、平成22年の設置当初から取替えができていないものを交換していくこととしております。

なお、今年度購入する2,000台につきましては、令和7年度、8年度の2か年で取替えを予定しております。

令和9年度以降につきましては、毎年500台ずつの購入、取替えを行う予定といたしております。

次に、3点目の旧機種から新機種への切替えはどうなるのかとの御質問でございますが、これも先ほど申し述べましたが、今年度に告知放送システムセンター制御装置の整備を実施し、旧機種から新機種に切り替わることとなりますが、この工事を実施することにより、現在、各御家庭に設置の旧機種の告知放送受信機及び今回購入する新機種の告知放送受信機のどちらでも放送を聞くことが可能となります。

したがって、センター制御装置の切替え作業は発生いたしますが、各御家庭に設置の個別受信機においては、特段の切替え作業は発生いたしません。

なお、センター制御装置の切替え作業の際は、緊急放送等が放送できない時間帯が極力発生しないように、綿密に受注業者と打合わせを行い、細心の注意を払い実施いたします。

それと、追加の御質問でございました見積りの件数は何者取ったかということでございますが、今、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただければというふうに思います。

それと、入札の方法で、2段階で発注することはできなかったのかということでございます。

まず、物品だけの購入をして、そして設置はまた別途というようなことでございますけれども、山口議員が言われるような方法もあろうかと思いますが、これまでも購入と設置という部分は一式で発注をいたしておりますので、同様に今回も入札を分けるという形じゃなくて、購入、設置ということであるように、購入は市が今回行いましたけれども、そして設置については、現在の光ネットワーク、今回2,000台は市で購入をいたします。その取替作業を行うのは、光ネットワークのほうで行うように発注をいたします。

それは、なぜ光ネットワークかと申しますと、告知個別受信機を家庭に設置をします。すると、1件1件テスト放送というものを流す必要がございます。そのテスト放送を流せるのが光ネットワークとなりますので、光ネットワークのほうで設置、テストをやって据え付けが完了するとい

うことで、今回の入札につきましては、市が2,000台購入をしたということでございます。

保守管理につきましては、先ほど申しましたように、今回センター制御装置が替わりますので、令和7年、8年で2,000台を新たな告知個別受信機に変更いたしまして、その後は年間500台程度の更新を進めていって、全世帯が切り替わっていくというようなことで考えております。

全世帯、本当は1回にできればよろしいんですが、1万3,000個程度ございますので、それを一気に切り替えるということは到底難しいものだと考えておりますし、その在庫を抱えるということになりますと、電気機器でございますので、劣化がする等々問題も発生しますので、計画的に実施をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の機種を設置してから十何年たちます。そういう意味では、かなり老朽化しているという状況の中で、そして、なおかつ最近の機種の改善は、いろんな面で新機能もあるわけです。

それと、今の有線の状況からやっぱり無線にするとか、そういう検討課題はなかったのかを改めて聞かせていただいて。

新機種への切替えも、1万幾らあって、2,000やって、あと1万幾らを毎年500ずつやって、何年に完了するのかなというところかなり長期にわたる計画であるし、そういう面でその間の危機管理の問題で、問題があるのではないかなと、そういう500台ずつの、2,000台やって500台、そのあたりの考えはないのかと、どういう考え方かと。

それから、入札については、今回制限付一般競争入札でたった2者しかない。なぜ2者しかないのかという疑問もあるわけで、もっとあってもしかるべきだし、ましてや先ほど市が買ってと言うんですけども、九電工がこの機種をつくるわけじゃないわけですからね。そういう面では制限付じゃなくて、一般競争入札でもっと安く買える、そういう状況は考えられるはずではないか。その後、光ネットワークがやるんだというわけですから、やっぱりそういう説明でいうと、2段階で安く上がるという検討はなされたのか、そのあたりもう1回聞かせてください。

それから、保守点検については、今言われていたように、もう十何年たつとると、それでなおかつ今後も何年かかるか分からないけども、長期にわたるということでの不具合とか、実際に保守管理がうまくいくのかと、そのあたりの考え方、もう一度お聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

まず、今現在、有線での告知放送となっておりますけれども、無線形式での検討はできなかつ

たのかというようなことをございます。

まず、確かに有線であれば、暴風等が発生した場合に断線ということも発生をして、告知放送が聞けないというような状況も発生しようかというふうには認識をいたしております。

無線に替えた場合は、やはりその無線が常時届く区域、届かない区域が、調査をしないと明言はできませんが、地域の中で発生、出てくるのではなかろうかと思っております。そうなった場合に、新たに無線局を建てるとか、そのような費用も当然発生をしてくるものというふうを考えております。

ですので、今回、無線と有線の検討というものは当初しておりましたけれども、暗に無線のほうがそういうリスクがないんじゃないかということだけでは判断はできないということで、今回、有線の形を継続するという判断をいたしました。

それと、制限付競争入札でございますけれども、制限付というものがどういうものかということで、制限の条件でございますけれども、これは令和6年度に、壱岐市の指名競争入札参加資格名簿にまずは登載をされている業者、かつ壱岐市内に本店、支店、もしくは営業所を有している通信機器の業種という縛りを設けて、制限付一般競争入札といたしました。その中で、その参加資格がある業者の数は21者ございましたが、入札への参加の意向があったのが2者あったということでございます。

それと、保守管理につきましては、山口議員がおっしゃられるように、かなりの時間を要するのではないかとございます。

今現在、市内に1万3,000個ほどの個別受信機が設置をしておりますけれども、当初から替わっていない個別受信機が約8,000個ほどあるのではなかろうかというふうを考えております。

今回、2か年でその2,000個、そしてその後今のところ500個ずつ変えていくと、財源の関係もございます。今回はセンター設備を更新したことで、個別受信機そのものも補助の対象になっておりますけれども、従来は個別受信機だけを購入するということになると、一般財源での対応ということになりますので、大量の購入となりますと財源のこともございますので、計画的に進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 有線の機種から無線に替わるというのは、一定経費がかかると思いますが、最近のスマホの普及からいったら、スマホをうまく利用するとか、そういうところでの転換をしている自治体もありますので、もう少し検討すべき課題があったのではないかなと私は思います。このまま有線でまた10年間、20年間続けるのかということに収めるというのは、

ちょっと疑問だというふうに私は思います。

それと、新機種と旧機種の取替えで、九電工が2,000個の新機種を買って、入札で取っていますよね。この4,180万円ですか、これで買ってきて、市がここへつけてくれ、つけてくれという、こういう工事を九電工が全て購入から設置まで全部やるという、そういう計画だというふうにとっていいわけですか。

それともう一つ、危機管理のところで、保守のところでいくと、もう10何年たっている、今後また最終的に10年ぐらいまた転換するというのには、かなり保守点検をしっかりせないかんというふうに私は思うんです。

市民に、最初つけたときは説明書で、乾電池は適当なときに点検して替えてくださいよという、あるんですけども、十何年そのまま設置している機種が、かなり家庭があるんじゃないかなと。実はうち、そういう事態になりまして、この議案を見て実際乾電池を点検しましたら、もう中から液が出てきているという、腐食する手前まで来ていました。そういう意味でいうと、やっぱり市民に啓発をして乾電池の交換はいいかとか、そのあたりのをやらないと、乾電池から液が流れて、乾電池機能が、失えば、停電になったら、機能そのものが停止すると、そういう形になりかねないし、実際に替えないかんと、新機種に。そういうふうですから、やっぱり市民への、少なくとも乾電池の交換についてはちょっと点検してくださいよと、いざというときに機能しませんよという、そういうことを周知すべきじゃないかなと思います。どうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

有線であれば断線等のおそれもあるということで、そういうスマートフォンを活用したとかというようなことをございます。

今回、個別受信機そのものには、これまでと同等の機能しかございませんけれども、今回、センターの制御装置を更新するわけですが、その関係で、今後は壱岐市ケーブルテレビが持っておりますアプリがございますが、それを活用することで、登録していただいた方に個人のスマートフォンに告知放送の内容をプッシュ型でお送りをして、そのスマートフォンで告知放送の内容を見られるというようなサービスを次年度から進めていくということで準備を進めております。ですので、これまでは告知放送のみでしか聞かれなかったものが、スマートフォン等で情報を取ることができるというようなことになろうかと思います。

それと、乾電池の啓発につきましては、山口議員が言われるように、確かに乾電池が、取替えができていなくて、万が一に漏って出たときに、ラジオとしての機能も使えないというようなことも当然発生する可能性もございますので、今回のシステムの改修、そして告知機能更新に併せまして、市民皆様に広報紙等々を使いまして、啓発を進めていきたいというふうに考えておりま

す。

それと、取付けにつきましては、今回、九電工が物品の納品をいたしますが、その取付けにつきましては、九電工ではなくて、光ネットワークのほうで取付けを進めていくということになります。

それと、先ほどの見積りを何者徴したかということでございますが、発注に当たって、規定に基づき最低3者からとなっておりますので、今回、3者から見積りを徴して積算金額を算定をいたしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 今の説明を聞いておりますと、制限付競争入札で資格があるのが21者あるというふうに言われました。そして取り替えるのは光ネットワークがすると。官製談合みたいな感じじゃないんですか。ほかの21者持っているのは、資格は持っても入れんじゃないですか。官製談合と言われているのと一緒にじゃないですか。今の言い方は、総務部長おかしいよ、今の言い方は。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） よろしいですか。今、音嶋議員が御質問されました件ですけれども、物品の納入に関して21者を指名を、制限付競争入札ということで、市内に営業所とか支店とかがある事業所21者を選定をいたしました。21者の中で、その物品、納品をしたいという意思が出されて、入札に参加されたのが2者であったということで、今言われた今回落札をされた事業者が光ネットワークと関係がある等々につきましては、少し違うのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 2者しか出ませんよ。よくもう1者が出たなと思っています。資格を持って、この物件が出された、制限付で出された、ほかのものは、これには手が出せません。そうでしょう、九電工かもう1者くらいしか、このような入札に参加しませんよ。それを僕は問題視しているんですよ。いうならば官製談合みたいなもんじゃないかと申し上げておきます。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 音嶋議員の御質問にお答えいたしますが、今回の物品につきましては、マスプロ製でございまして九電工だけが取り扱えるというものではございません。ですの

で、21者、どこでも取扱いは可能であつたらうというふうに思っております。

ただ、その中で納品をするという意味を示されたのが2者で、そのうち落札がされたのが今回の九電工壱岐営業所であつたということで、今言われるような談合ではなからうか、そういうことというは一切ないということを申し上げて答弁いたします。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 今後こういう入札の形が出てくると思うんです。これであれば、絶対に工事をする会社に近い下の会社しか取れませんよ。誰が見ても分かりますよ、一般の人間が見たら。ああ、この業者が落としたなど、当然だろうなど。ほかの業者は入れんもんな、これになど。私でも分かりますよ、それは。

だから、そういう紛らわしい、いろいろ文句はつけているけど、もっとほかのやり方でこういうのはやったほうがいい。公明正大にやったように見えても、どろどろじゃないですか、中は。そのことを言いたいんですよ。

終わります。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号壱岐市告知放送個別受信機購入契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第41号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第5、議案第41号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事

(2工区) 請負契約の締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。松嶋農林水産部長。

[農林水産部部長(松嶋 要次君) 登壇]

○農林水産部部長(松嶋 要次君) 議案第41号について御説明を申し上げます。

初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事(2工区)請負契約の締結について、初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事(2工区)請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会への議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、契約の目的。初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事(2工区)。

2、契約の方法。制限付一般競争入札。

3、契約金額。1億6,487万6,800円。

4、契約の相手方。壱岐市芦辺町箱崎中山触2604番地51、立山建設株式会社、代表取締役立山浩一氏。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次の2ページに説明資料を掲載しておりますので、御参照願います。

1、工事場所。壱岐市郷ノ浦町初山東触。

2、工事内容は、1) マイナス3メートル岸壁取付(改良) L=18.3メートル、2) 東突堤(新設) L=7.5メートル、3) 西突堤(新設) L=57.3メートルで、各工種の数量は記載のとおりでございます。

3、工期は契約発効の日から令和7年3月28日までといたしております。

4、入札結果及び、5、予定価格につきましては、記載のとおりでございます。

次の3ページ以降には、計画平面図、全体平面図、標準断面図、縦断面図を添付をいたしております。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

[農林水産部部長(松嶋 要次君) 降壇]

○議長(小金丸益明君) これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。

4番、山口欽秀議員。

○議員(4番 山口 欽秀君) 議案第41号初山漁港漁村再生工事請負契約の締結についてお伺いします。

1期工区が終わって、第2工区っていうんですか、入るとのことですが、これまでの工事、途中で工事が、支障が出て修正して、予算も増して、新たな予算という形ですので、これまでの

工事の状況で、どこが問題あって、今後、予定の工事計画の実現なのか、そのあたり、今後の工事の説明をお願いしたいと。

それから、2番目については、初瀬地域の方向人かに伺ったんですけども、3年後にできるんじゃないとかいうようなこととか、どういう工事がどこにあるかという点で、あまり御存知じゃない方もあったもんですから、そのあたり、工事でトラックが行き交いして結構大変だという、そういう声もありましたので、住民の理解と工事の進捗状況とか、そのあたりの説明はどのような形で進んでいるのか、進めようとされているのか、そのあたりのお考えを聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 4番、山口議員のただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、これまでと今後の工事内容の御質問でございますが、本事業は、国の補助事業であります農山漁村地域整備交付金にて、令和3年度から事業着手をいたしております。

全体の主な工事概要は、西突堤と東突堤を新設し、既存のマイナス3メートル岩壁取付けを改良して、防風柵を設置し、静穏度を確保した上で、マイナス2メートル物揚場に簡易浮棧橋を設置することといたしております。

現在、西突堤と東突堤の新設、マイナス3メートル岩壁取付けの改良を進めており、これまでに測量設計、地質調査、配合試験等が完了し、工事におきましては、地盤改良と基礎捨石工の一部が完了いたしております。

本年度、今回の工事におきまして、残る基礎捨石工と本体工の一部を実施するようにいたしておりますが、次年度以降は、残る本体工、上部工、防風柵を実施し、その後、マイナス2メートル物揚場の簡易浮棧橋設置を予定をしております。令和9年度の完成に向け、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、工事は順調かということでありますならば、順調に推移をしておるというふうに判断をいたしております。

次に、初瀬地域住民への説明はどのようにされているかとの御質問でございますが、まず、これまでの説明会等につきまして御説明をいたします。

令和3年度に事業を開始をいたしました。事業開始以前から地域や船主会の皆様への説明会を実施をいたしております。併せまして、事業着手後にも、設計に向けた意見聴取のための説明会、設計後の計画案説明会等を開催をいたしております。

また、昨年度から工事に入っておりますが、工事発注後、受注業者による工程等の説明会を開催をし、工事施工船舶が入港する際には、地元自治会に回覧にて周知をしております。

これまで、説明会には多くの地域の皆様に御出席をいただき、御理解をいただいております。実際

の工事でも御協力をいただいております。

今回の工事におきましても、工程等の説明会を予定しており、今後も地域の皆様へ説明等を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 工事、堤防を造って風よけのフェンスを張るということで、初瀬の地域は台風の被害が予想される場合、南風と東風については、かなり漁船についての影響があるということで、郷ノ浦港へ船を曳航して行って、あそこで風がやむまで泊めると、そういう処置をされるということで、結構そういう手間がかかるということで、今回の工事は大いに歓迎されている面はありましたが、一つの疑問は、南からの風については、今回の工事である程度止められるというか、止めるだろうと、ところが東からの風についてはどうなるんだと、そういう疑問があったんですが、この工事の点で、東風対策というのは念頭になかったのか、考えられなかったのか、その点をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） ただいまの追加の御質問にお答えをさせていただきます。

初瀬地区におきましては、議員が言われますように、南風と東風の影響を受けるということで把握をいたしております。

しかしながら、南風については漁港施設の中で整備ができるということ、しかしながら東風につきましては、やっぱり民地とか山とか、その辺があって、漁港整備ではできないということで、その部分についても説明会の折にも説明はいたしておるところですけども、地元の方におかれては、やっぱり心配されるということはあるだろうというふうに思っておりますけども、漁港事業では南風の対策しかできないということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 分かりました。漁港を改良する点での予算とか、いろいろあると思いますが、そういう点を含めて初瀬の漁師さんの理解を進めながら、今後が本体工事で一層トラック等の出入りが激しいと思いますし、進捗状況を丁寧に説明して、理解を得ながら工事を進めていただくことを求めて終わります。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（2工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第6、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定しました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうように決定しました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年壱岐市議会定例会8月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 豊坂 敏文

議 員 派 遣 に つ い て

令和6年8月8日

老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県市議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議員研修
- (2) 派遣場所 長崎県佐世保市
- (3) 期 間 令和6年8月22日～23日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 議長 小金丸 益明 外5人

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年8月23日～24日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山口 欽秀

3. 長崎県病院企業団議会令和6年臨時会

- (1) 目 的 臨時会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年8月29日～30日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山川 忠久、清水 修